

貝塚市耐震改修促進計画

平成 20 年 3 月策定
平成 29 年 3 月改定



貝塚市

目 次

第1章	はじめに	1
第2章	計画の目的等について	2
(1)	本計画の目的・方針	2
(2)	本計画の対象建築物	2
(3)	本計画の位置づけ	2
(4)	本計画の期間	2
第3章	現状と課題	3
(1)	現状	3
1)	住宅	3
2)	多数の者が利用する建築物	7
3)	市有建築物	8
(2)	課題	9
1)	住宅	9
2)	多数の者が利用する建築物	9
3)	市有建築物	9
第4章	目標	10
(1)	住宅	10
(2)	多数の者が利用する建築物	11
(3)	市有建築物	12
第5章	建築物の耐震化を促進するための施策	13
(1)	建築物所有者の耐震化の取組みへの支援	13
1)	現在の耐震対策事業の概要	13
2)	新たな支援制度の検討	14

第 6 章 目標達成のための具体的な取組み	15
(1) 住宅及び多数の者が利用する建築物	15
1) 啓発及び知識の普及	15
2) 耐震化の支援	15
3) 住まい手にあった耐震化	15
4) 生命を守る耐震化	15
5) 住替えや建替えの促進	16
6) リフォーム事業者との連携等	16
7) 昭和 56 年以降の木造住宅の耐震化等の普及啓発	16
(2) 広域緊急交通路沿道建築物	17
第 7 章 耐震化の促進への社会環境整備	18
(1) 相談しやすい窓口の整備	18
1) 相談窓口の現状（平成 28 年度末現在）	18
2) 今後の取組み	18
(2) 安心して耐震改修できる仕組みづくり	18
1) アドバイザー制度等の検討	18
第 8 章 その他関連施策の促進	19
(1) 居住空間の安全性の確保	19
(2) ハザードマップ及びパンフレット等の活用	19
(3) 2 次構造部材の安全対策	19
1) ブロック塀の安全対策	19
2) ガラス、外壁材、屋外広告物、天井等の脱落防止対策	20
3) エレベーターの閉じ込め防止対策	20
第 9 章 推進体制の整備	21
(1) 庁内での推進体制の確立	21
(2) 関係団体との連携	21
(3) 自主防災組織、自治会等との連携	21

第1章 はじめに

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では古い建築基準で建てられた建物（昭和56年5月31日以前に建築着工されたもの）の倒壊等により、多くの方が亡くなりました。

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、既存建築物の耐震改修を進めるため、平成7年10月に建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）が制定され、より地震に強いまちづくりが求められるようになりました。その後、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年の3月の福岡県西方沖地震等の大地震が頻発するなどの状況から、「耐震改修促進法」が改正され、平成18年1月より施行されました。その中で、市町村は建築物の耐震改修を促進するために建築物耐震改修促進計画を定めることとされ、貝塚市（以下、本市という。）においても、国の基本方針や大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン（大阪府耐震改修促進計画）および貝塚市第4次総合計画等を踏まえ、平成20年3月に「貝塚市耐震改修促進計画」を策定し、住宅・建築物の耐震化に取り組んできました。

一方、国においては、平成23年3月に発生した東日本大震災で大規模な地震災害が発生したこと、近年に発生が予想されている南海トラフ巨大地震や首都直下型地震の切迫性から、平成25年11月に「耐震改修促進法」を改正し、耐震改修の促進に向けた取組みがさらに強化されました。大阪府でも平成28年1月に「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン」を改定し、今後の施策方針が示されました。

本市においても、こうした状況や平成27年度末に計画が目標年度を迎えたことを踏まえて、計画の進捗と課題を検証するとともに、東日本大震災の教訓や今後発生が予想される東南海・南海地震等の対応などを踏まえ、掲載している情報を更新し、「耐震改修促進法」に基づき、新たな目標値や目標達成に向けた施策等について「貝塚市耐震改修促進計画」の見直しを行うこととしました。

第2章 計画の目的等について

(1) 本計画の目的・方針

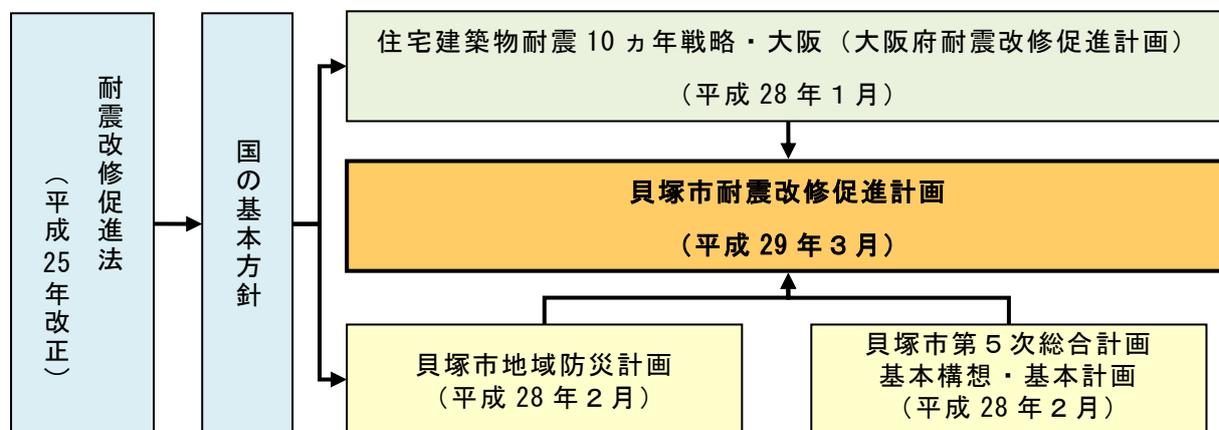
本計画においては、最終的に市民が耐震性のある住宅に住み、耐震性のある建築物を利用できるようにするという観点から、耐震改修だけでなく、建替え、除却など様々な施策について各部局を越え、総合的に取組む方針として定めます。

(2) 本計画の対象建築物

本計画の耐震化を促進する建築物は、本市に新耐震基準導入以前(昭和56年5月以前)に建築された建築物などを対象とし、とりわけ、生活の基盤となる「民間住宅」や、多くの市民が利用する「多数の者が利用する民間建築物」、「市有建築物」とします。

(3) 本計画の位置づけ

本計画は、「耐震改修促進法」、「国の基本方針」、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」、「貝塚市地域防災計画」、「貝塚市第5次総合計画基本構想・基本計画」等に基づき策定するものとします。



(4) 本計画の期間

本計画の計画期間は、これまでの取組みと耐震化の現状、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略大阪(大阪府耐震改修促進計画)」を踏まえて、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。なお、本計画の計画期間は平成38年度までですが、計画改訂の見直し及び検討期間を考慮し耐震化の目標年次を平成37年度とします。

第3章 現状と課題

(1) 現状

1) 住宅

① 住宅を取り巻く現状

本市の人口は、平成22年度の90,519人をピークに近年は減少傾向にあり、平成27年度には88,694人程度まで減少しています。一方で、世帯数に関しては増加し続けており、平成27年度には33,301世帯となっています。

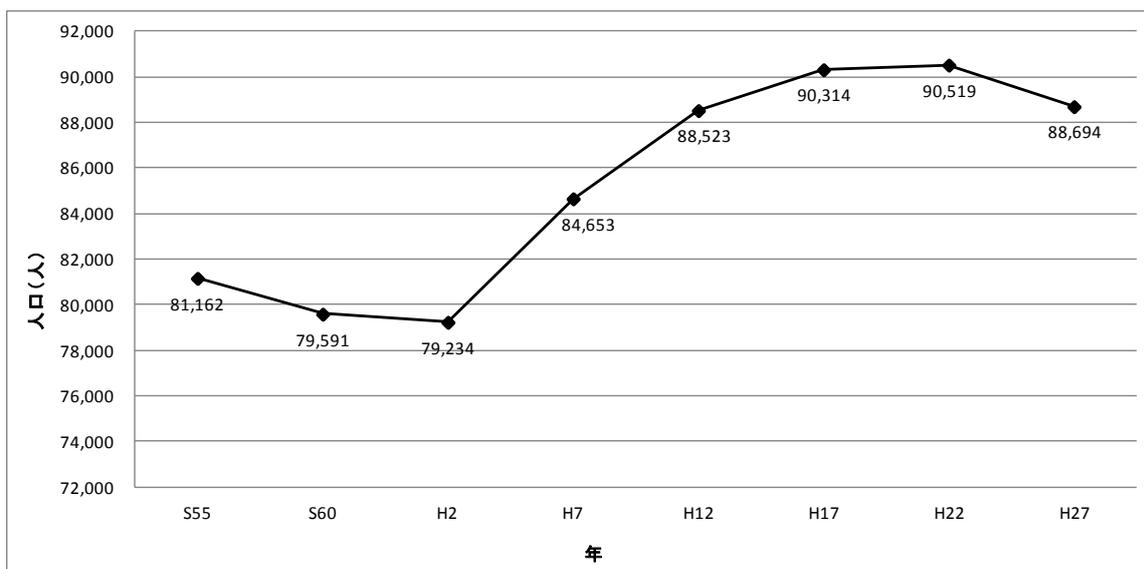


図1 貝塚市の人口推移

出典) 国勢調査

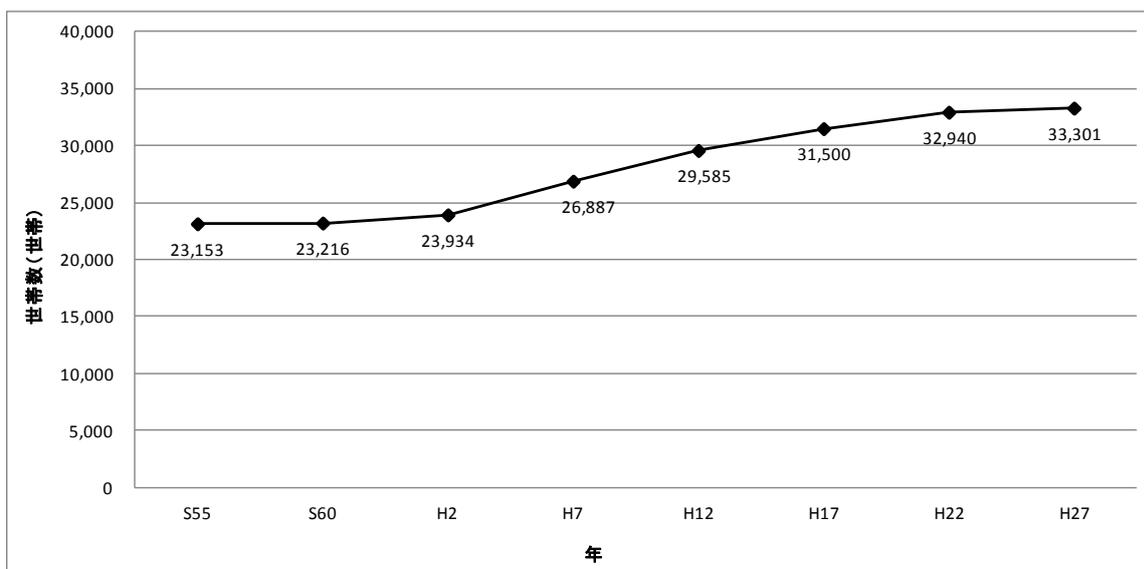


図2 貝塚市の世帯数推移

出典) 国勢調査

② 住宅の耐震化の現状

平成 27 年度末における、住宅の耐震化の状況は下記のとおりです。本市の平成 19 年の住宅耐震化率は 74.2%でしたが、平成 27 年度時点では 81.4%に上昇しています。また、木造及び防火木造の戸建住宅（以下「木造戸建住宅」という。）では 77.7%、共同住宅、長屋、非木造住宅（以下「共同住宅等」という。）では 84.9 %となっており木造戸建住宅の耐震化率が共同住宅等に比べて低くなっています。

表 1 住宅の耐震化状況（平成 27 年度）

	住宅	木造戸建住宅	共同住宅等
住宅総数	32,798 戸	16,151 戸	16,647 戸
耐震性を満たす住宅	26,686 戸 (81.4%)	12,549 戸 (77.7%)	14,137 戸 (84.9%)
耐震性が不十分な住宅	6,112 戸 (18.6%)	3,602 戸 (22.3%)	2,510 戸 (15.1%)

出典) 住宅・土地統計調査

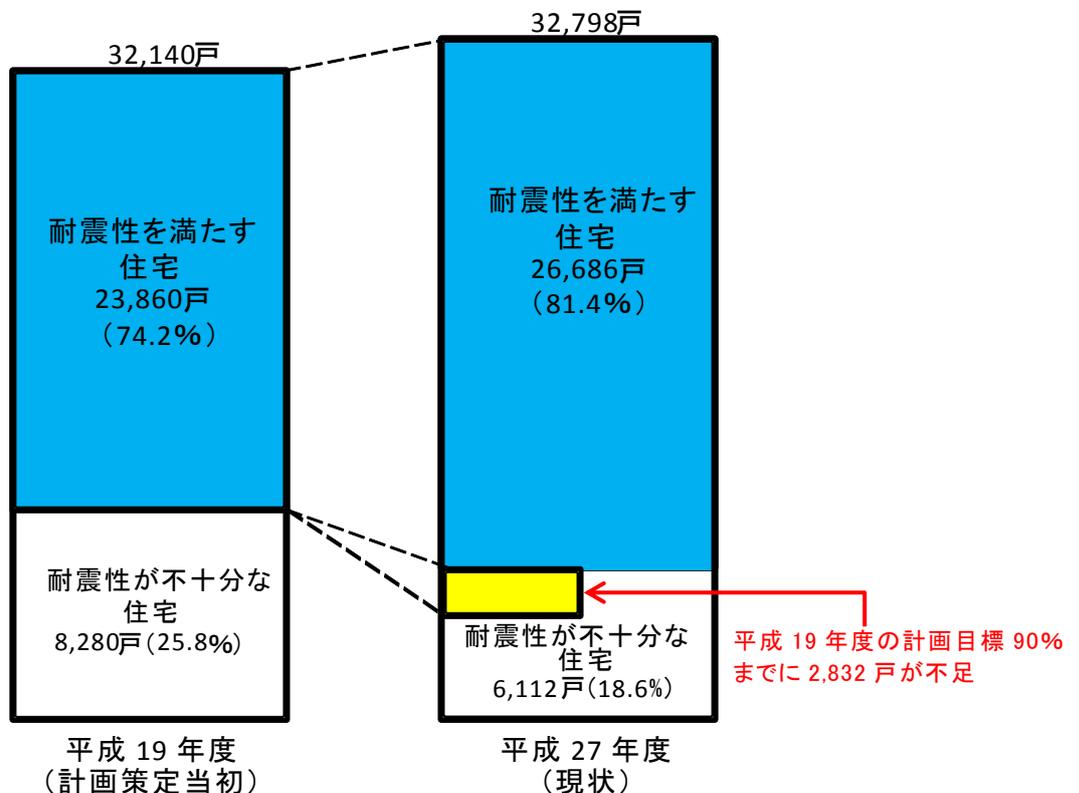
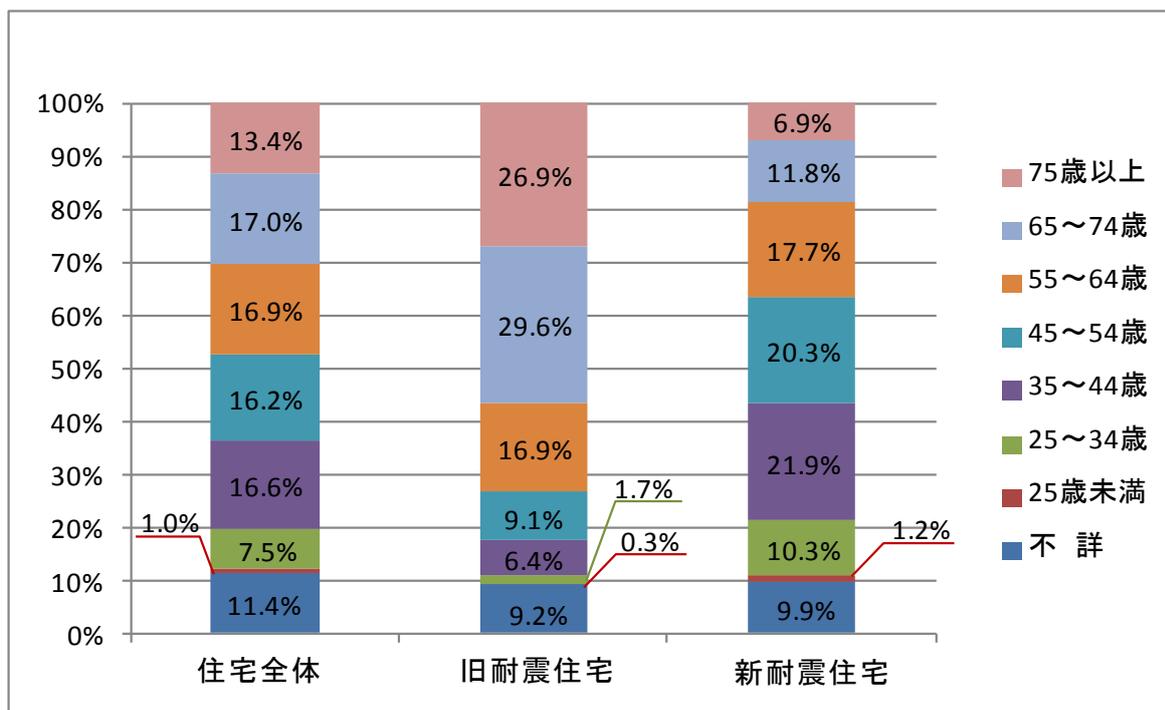


図 3 耐震化の状況（平成 27 年度）

③ 旧耐震住宅の居住者の属性

住宅・土地統計調査（平成 25 年）によると、世帯主の年齢は、住宅全体では 55 歳以上が 47.3%、新耐震基準住宅では 36.4%と 5 割に満たない状況となっています。一方で、旧耐震住宅では 55 歳以上が 73.4%と 7 割を越える状況となっています。



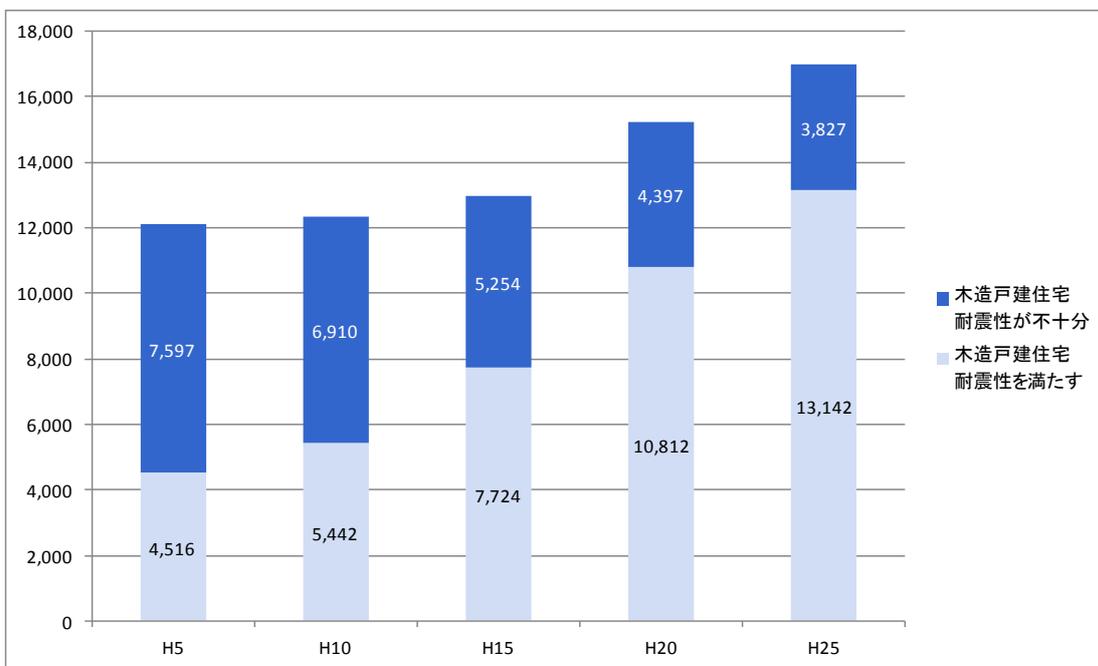
※構成割合は、単位未満を四捨五入のため内訳の合計が総数に合わない場合がある。
出典) 住宅・土地統計調査(H25)

図 4 住宅の世帯主年齢（平成 25 年）

④ 建て方別住宅数の推移

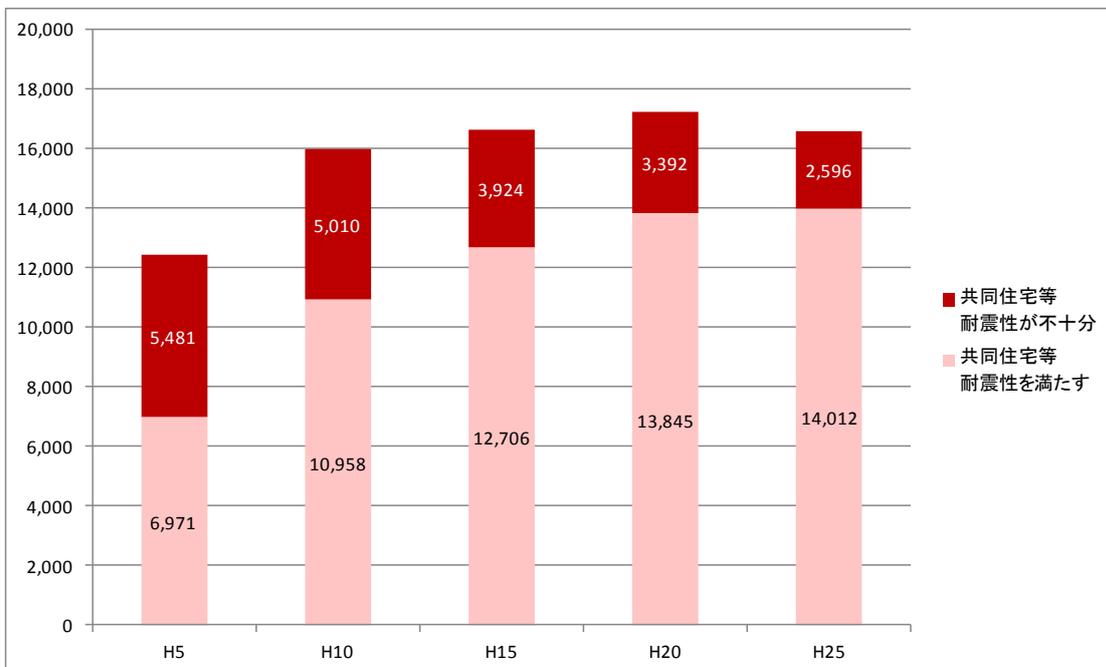
平成5年から平成25年までの経年変化を確認すると、木造戸建住宅および共同住宅等いずれも耐震性が不十分な住宅数は減少傾向にあります。

- 木造戸建住宅：7,597戸 ⇒ 3,827戸（49.6%減）
- 共同住宅等：5,481戸 ⇒ 2,596戸（52.6%減）



出典) 住宅・土地統計調査

図5 木造戸建住宅数の推移



出典) 住宅・土地統計調査

図6 共同住宅数の推移

2) 多数の者が利用する建築物

平成 27 年度末の本市における、耐震改修促進法第 14 条第 1 号に基づく多数の者が利用する建築物（民間）に該当する建築物は、155 棟あります。

内訳としては、耐震性を満たす建築物が、132 棟（85.2%）、耐震性が不十分な建築物が 23 棟（14.8%）となっています。

表 2 多数の者が利用する建築物（民間）の現状（平成 27 年度末時点）

種 別	棟 数	割 合
多数の者が利用する建築物（総数）	155 棟	
耐震性を満たす建築物	132 棟	85.2%
耐震性が不十分な建築物	23 棟	14.8%

表 3 多数の者が利用する建築物（民間）用途別棟数

単位：棟

用 途	総数 ①=②+⑤	S55年以前の建築物		S56年以降 の建築物 ⑤	耐震性を 満たす建築物 ⑥=④+⑤	耐震化率 ⑦=⑥/①
		②=③+④	耐震性 が不十分 ③			
病院、診療所等	25	3	3	0	22	88.0%
マーケット等の物品販売業その他 サービス業を営む店舗等	14	1	0	1	13	100.0%
事務所、工場等	53	21	8	13	32	84.9%
共同住宅（賃貸及び分譲住宅）	63	14	12	2	49	81.0%
合 計	155	39	23	16	116	85.2%

3) 市有建築物

平成 27 年度末の本市における市有建築物は 214 棟あり、そのうち耐震性を満たす建築物が 175 棟（81.8%）、耐震性が不十分な建築物が 39 棟（18.2%）となっています。

表 4 市有建築物の耐震化状況（平成 27 年度末時点）

種 別	棟数	耐震化率
耐震性を満たす建築物	175	81.8%
耐震性が不十分な建築物	39	18.2%
合 計	214	

本市における市有建築物を、用途別に分類しそれぞれの耐震化率を算出すると学校園で 90.9%、市営住宅で 94.4%、一般建築物で 64.6%となります。学校園と市営住宅については、それぞれ耐震化率が前計画の目標 90%を達成していますが、一般建築物においては耐震化が遅れています。

表 5 市有建築物（用途別）の耐震化率

用途	市有建築物	
	総数	耐震化率
1. 学校園（棟）	99	
耐震性を満たす	90	90.9%
耐震性が不十分	9	9.1%
2. 市営住宅（棟）	36	
耐震性を満たす	34	94.4%
耐震性が不十分	2	5.6%
3. 一般建築物（棟）	79	
耐震性を満たす	51	64.6%
耐震性が不十分	28	35.4%

注) 市営住宅については、貝塚市営住宅長寿命化計画で用途廃止等を明確にされている木造戸建住宅等の 253 棟を総数から除いています。

(2) 課題

1) 住宅

- ① 建物所有者の意思に左右される民間住宅・建築物は法的な強制力がないため、耐震化の促進が容易ではありません。
- ② 旧耐震木造住宅の所有者が高齢化しており、耐震性のある住宅を改築、改修するには多額の費用を要するなど、耐震化への意欲がますます低下することが懸念されます。
- ③ 木造戸建住宅の耐震化率は、共同住宅と比べると低くなっており、さらなる促進が必要となっています。
- ④ 耐震診断・改修の補助内容や、地震リスク等の更なる啓発が必要です。

2) 多数の者が利用する建築物

- ① 共同住宅、事務所・工場等に旧耐震基準の建築物が多くなっており、耐震化の促進が必要となっています。
- ② 多数の者が利用する建築物は、地震等の被害が出れば影響が非常に大きくなるため、耐震化が急務となっています。

3) 市有建築物

- ① 学校園と市営住宅に関しては前計画の目標 90%を達成していますが、残りの耐震性が不十分な建築物についても計画的に耐震化を促進していく必要があります。また、一般建築物については、耐震化が遅れているため更なる推進が必要です。
- ② 市有建築物は公共性の高い建築物が多く、被害が出れば影響が大きいいため耐震性が不十分な建築物については、計画的に耐震化を進める必要があります。

第4章 目標

本市の現状と「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画）」に基づき、本計画における耐震化の目標を設定します。

(1) 住宅

本市では、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画）」に基づき、住宅の耐震化率を目標年次（平成37年度末）に95.0%とすることを目標とします。



※平成27年度の住宅の耐震化率は、大阪府と同様に住宅・土地統計調査による推計値

※経年的な傾向から見た推計値：S58～H25までの住宅・土地統計調査など統計上の傾向による推計値

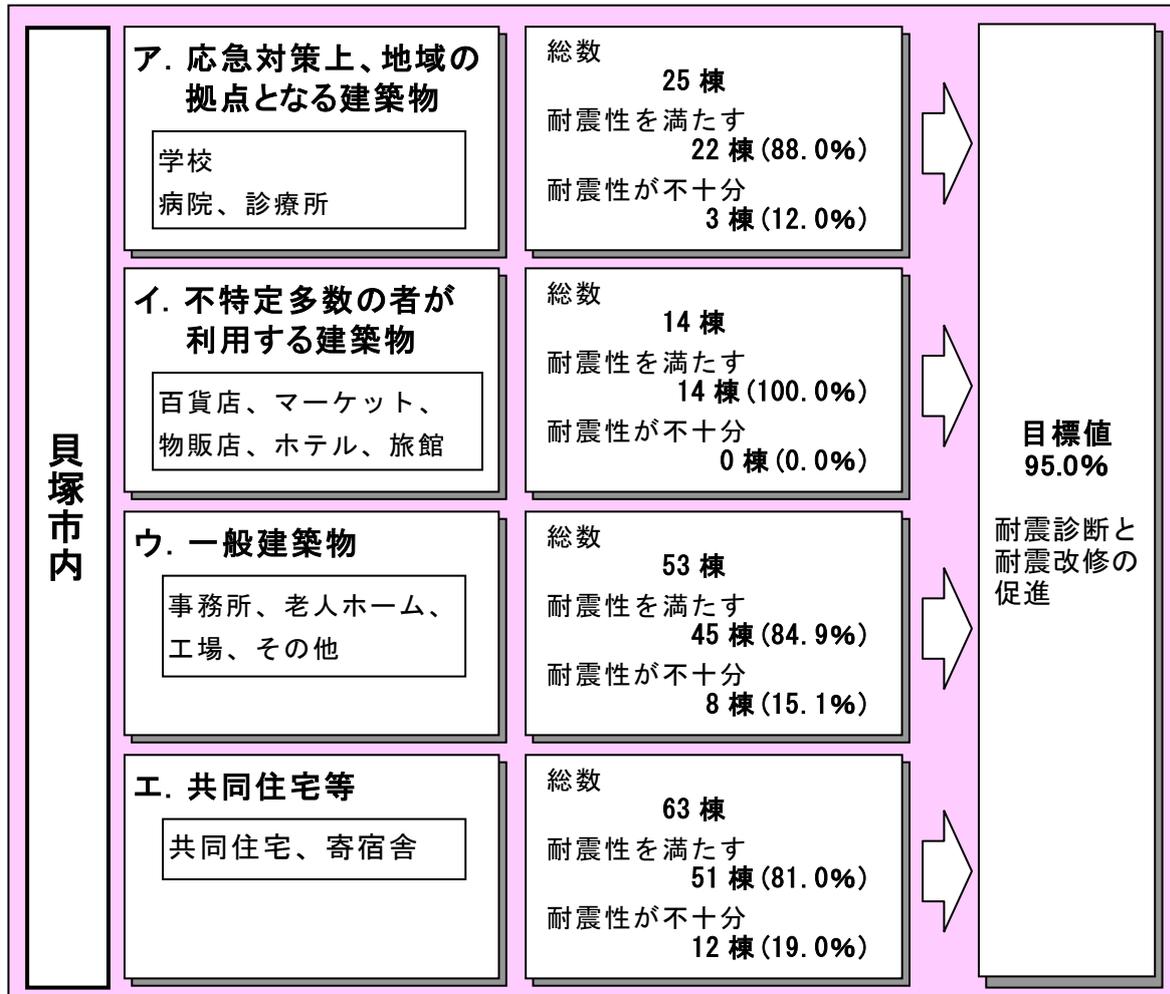
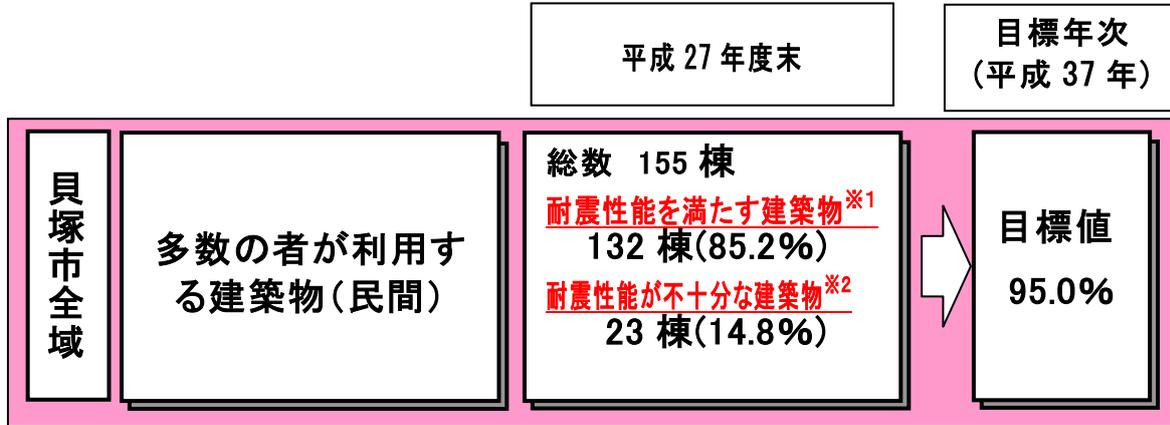
※木造戸建住宅：木造及び防火木造の戸建住宅

※共同住宅等：共同住宅、長屋、非木造戸建住宅

住宅全体では、目標年次（平成37年度）における経年的な傾向から見た耐震化率は89.7%となり、目標の95.0%を下回ると推計されます。このため、目標95%を達成する為の施策を講じる必要があります。

(2) 多数の者が利用する建築物

本市では、「住宅建築物耐震 10 ヶ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画）」に基づき、多数の者が利用する建築物（民間）の耐震化率を目標年次（平成 37 年度末）に 95.0% とすることを目標とします。



※1 昭和 56 年以降の耐震性を満たす建築物と昭和 55 年以前の建築物で耐震診断や耐震改修により耐震性を満たしていることが確認されている建築物

※2 昭和 55 年以前の建築物で耐震性が不十分若しくは不明な建築物

(3) 市有建築物

これまでは、災害時に重要な機能を果たす建築物、学校、市営住宅、避難に配慮を要する者が利用する建築物及び不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の取組みを進めてきました。小中学校については、既に耐震化率が 100%となっており、残る幼稚園については、耐震診断の結果に基づき、耐震化とその方法等について検討していきます。市営住宅については、貝塚市営住宅長寿命化計画に基づき、耐震化を進めていきます。

また、耐震化の遅れている一般建築物については、耐震診断を行っていない建築物の耐震診断を順次行うなど、今後の市の財政状況を勘案しながら計画的な耐震化を推進していきます。

第5章 建築物の耐震化を促進するための施策

(1) 建築物所有者の耐震化の取組みへの支援

1) 現在の耐震対策事業の概要

本市では、市民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度と国の税制（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていきます。現在、耐震診断を実施する場合に、その経費の一部の補助を行っています。

表 6 貝塚市耐震診断補助制度（住宅・多数の者が利用する建築物）平成 28 年度末現在

事業名	貝塚市既存民間建築物耐震診断補助金交付事業
内容	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた住宅または多数の者が利用する建築物について、耐震診断の補助金を交付する。
事業対象者	対象建築物の所有者または居住者
対象建築物	以下の項目全てに該当する木造住宅が対象 1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建てられたもの 2) 住宅（長屋住宅及び共同住宅を含み、現に居住しているもの及びこれから居住しようとするものに限る。）または、耐震改修促進法に規定する多数の者が利用する建築物（現に使用しているものに限る。）
費用負担	【木造住宅】 診断費用の 10 分の 9 とし、一戸あたり 45,000 円又は、床面積 1 平方メートルあたり 1,000 円として算出した額のいずれか低い額を限度とする。 【住宅（木造以外）】 診断費用の 2 分の 1 とし、1 戸あたり 25,000 円を限度とする。 【多数の者が利用する建築物】 診断費用の 2 分の 1 とし、1,000,000 円を限度とする。

表 7 貝塚市耐震改修補助制度（木造住宅）平成 28 年度末現在

事業名	貝塚市木造住宅耐震改修補助金交付事業
内容	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた市内の木造住宅について、木造住宅の耐震改修を実施する個人所有者または、個人が所有する木造住宅の居住者に対して補助金を交付する。
事業対象者	対象建築物の個人所有者または個人が所有する補助対象建築物に居住する者（申請者の市民税所得割額が、304,200 円未満）
対象建築物	以下の項目全てに該当する木造住宅が対象 1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建てられたもの 2) 耐震診断結果の数値が 1.0 未満であるもの 3) 現に居住しているもの及びこれから居住しようとするもの
費用負担	【耐震改修計画】 改修計画作成に要する費用の 10 分の 7（上限 100,000 円）1,000 円未満の端数は切捨 【耐震改修工事】 1) 1 棟あたり 700,000 円。但し、補助対象者の属する世帯の月額所得が 214,000 円以下の場合、1 棟あたり 900,000 円（補助対象経費の額が上記金額以下の場合、その額）1,000 円未満の端数は切捨 2) シェルター設置工事は 1 棟あたり 400,000 円。補助対象者の属する世帯の月額所得が 214,000 円以下の場合、1 棟あたり 600,000 円（補助対象経費の額が上記金額以下の場合、その額）1,000 円未満の端数は切捨

表 8 貝塚市機能改善住宅リフォーム補助制度（木造住宅）平成 28 年度末現在

事業名	貝塚市機能改善住宅リフォーム補助金交付事業
内容	市の耐震改修補助金を利用して行う耐震改修と一緒に住宅のリフォームを行う貝塚市民について、住宅リフォーム費用の補助金を交付する。
事業対象者	耐震改修と一緒に、市内の事業者を利用して住宅のリフォームを行う貝塚市民
対象条件	以下の項目全てに該当する木造住宅が対象 1) 耐震改修と同時にリフォーム工事を行うこと 2) リフォーム費用が 300,000 円以上 3) 市内の事業者を利用してリフォーム工事を行うこと
費用負担	リフォーム費用の 10 分の 2 若しくは上限 200,000 円

2) 新たな支援制度の検討

大阪府との連携のもと、以下に示す視点に立って、市内の住宅・建築物の耐震化促進に寄与する新たな支援制度について検討していきます。

- 市民一人ひとりが耐震診断により住宅の耐震性を把握することが重要
- 市の財政事情等を勘案しながら、耐震性の無い木造住宅の除却も含めて耐震化を促進するための支援制度

第6章 目標達成のための具体的な取組み

(1) 住宅及び多数の者が利用する建築物

1) 啓発及び知識の普及

大地震による災害から市民の生命、身体および財産を守り、被害を最小限にとどめるためには、市はもとより市民一人ひとりが自発的かつ積極的に、防災の役割を果たしていくことが極めて重要です。そのためにも、所有者本人が、耐震化に対する理解を深め、わが身のこととして捉えるような普及啓発を進める必要があります。

本市では、平成26年3月に作成した防災ガイドブックや耐震改修に関するパンフレット等を活用し普及啓発を図っていきます。また、確実な普及啓発のため、個別訪問やダイレクトメールなどの取組みを検討します。

2) 耐震化の支援

本市では、市民に対し建築物の耐震診断および耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取組むとともに、補助制度として国の税制（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていきます。

3) 住まい手にあった耐震化

住宅の所有者は、年齢、家族構成、収入などの属性がそれぞれ異なり、将来の住まい方についても住まい手それぞれの考え方があります。住まい手の属性や将来の住宅に関する考え方によって、耐震化の方法が選択できるような耐震化メニュー、住まい手にあった耐震化方策を検討していきます。

4) 生命を守る耐震化

所有者の事情や建物の状況から、建物全体の耐震改修が困難である等の理由から耐震化を実施できない所有者も多いです。これらの所有者に対し、一部屋だけを耐震化する「耐震シェルター」の設置など、最低限命を守る改修等についても促進します。

5) 住替えや建替えの促進

耐震改修への誘導だけでなく、将来の住まい方によっては、高齢者向け住宅への住替えや建替えなどが、耐震化施策を進める有効な手段です。したがって、関係機関と連携した促進施策を検討していきます。

6) リフォーム事業者との連携等

耐震改修を実施した所有者の多くは、同時にリフォームを行う場合が多く、リフォームにあわせた耐震改修を幅広く進めることが耐震化の促進に効果的です。リフォーム事業者への勉強会や講習会を開催し、より多くの事業者が耐震改修への知識を深め、リフォームにあわせた耐震改修に取り組めるような、リフォーム事業者との連携等を検討していきます。

7) 昭和 56 年以降の木造住宅の耐震化等の普及啓発

阪神淡路大震災では、昭和 56 年以降の比較的新しい木造住宅の一部においても倒壊等が発生しています。そのため、特に建築基準法の構造規定が改正された平成 12 年以前の木造住宅については、耐震化の普及啓発を検討します。

また、昭和 56 年以降に建設された木造住宅についても、しっかりとメンテナンスを実施し、性能を維持していくことが大切であることを普及啓発します。

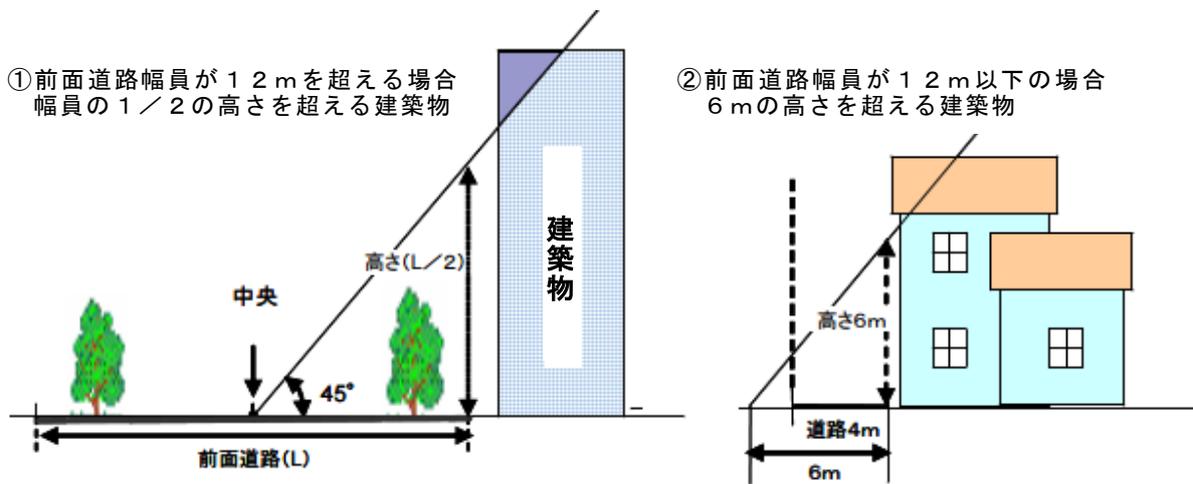
(2) 広域緊急交通路沿道建築物

大阪府では、大阪府地域防災計画において定める災害発生時に救助・救急、医療、消火、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための道路（自動車専用道路を含む 113 路線（1,200km））を広域緊急交通路としており、このうち、災害時における機能確保のため、「優先して耐震化に取り組む路線」として、「耐震改修促進法」に基づき耐震診断義務化対象路線（約 260km）を指定しています。（平成 25 年 11 月 25 日）

本市においても、大阪府の指定する「優先して耐震化に取り組む路線」を地域緊急交通路として位置づけ、大阪府と連携して沿道建築物を対象に耐震化の促進を図ります。

表 9 本市に係る優先して耐震化に取り組む路線

大阪府が定める区間 （広域緊急交通路）	地域緊急交通路
国道 26 号 （堺区安井町～和歌山県境）	国道 26 号 （市域全線）



出典) 国土交通省HP

図 7 倒壊時に道路を閉塞する可能性のある建物

第7章 耐震化の促進への社会環境整備

(1) 相談しやすい窓口の整備

1) 相談窓口の現状（平成28年度末現在）

耐震診断・改修の相談は、大阪建築物震災対策推進協議会の支援により、(財)大阪建築防災センター（大阪市中央区谷町3丁目）に、「耐震診断・改修相談窓口」が開設されており、この相談窓口を有効に活用します。

- ・電話相談（無料）：随時対応
- ・来所相談（無料）：毎月1回午後1時30分～午後4時30分（予約制）

TEL：06-6942-0190

また、建築関係団体において、建築全般における面接相談（有料）及び現場相談（有料）を実施しています。

2) 今後の取組み

現在の相談窓口である(財)大阪建築防災センターは、大阪市内に1箇所であり、本市の相談者にとっては不便であるため、今後、身近で安心して相談ができる体制について、大阪府及び建築関係団体と連携しながら、体制の整備を検討していきます。

(2) 安心して耐震改修できる仕組みづくり

住宅リフォームや耐震補強など、住まいに対する市民の関心は高まっていますが、必ずしも安心してリフォームなどを行うことができる状況にはありません。

また、さらなる高齢化の進展により、住宅リフォームをはじめとした住まいやまちづくりに関する課題について、市民の相談ニーズは今後も増大が予測されます。

これらを踏まえ、自主的な取組みを行っている建築関係団体等とも連携しつつ、信頼性の高い事業者などをアドバイザー登録し、紹介する制度等の創設を検討し、市民が安心して行える耐震診断・改修の促進、及びバリアフリーなどのリフォームにあわせた耐震改修への誘導を促進します。

第8章 その他関連施策の促進

(1) 居住空間の安全性の確保

地震が発生した場合に、建築物に大きな被害がなかった場合でも家具の転倒による人的被害や転倒家具が障害となり、延焼火災等からの避難が遅れるなどの被害が発生するおそれがあります。

室内での人的被害を防ぎ、屋外への安全な避難を確保するためにも、家具の転倒防止対策の重要性について、キャンペーン、出前講座、パンフレット等による普及啓発を行います。また、住宅の耐震改修が困難な場合に、住宅が倒壊しても安全な空間を確保し命を守ることができるよう防災ベッドや耐震テーブルの普及啓発を行います。

(2) ハザードマップ及びパンフレット等の活用

本市では、今後30年以内に非常に高い確率で発生が危惧されている南海トラフ地震など様々な災害への備えとして平成26年3月に「防災ガイドブック（津波・土砂災害・洪水ハザードマップ）」を作成して、市民の防災意識の向上に努めています。

本市では、これらのハザードマップやパンフレット等を活用し住宅・建築物の所有者へさらなる周知を図るとともに、インターネット等を活用した普及啓発に努めます。

(3) 2次構造部材の安全対策

1) ブロック塀の安全対策

南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（大阪府）によると地震発生時のブロック塀等の転倒で、死者・負傷者が出ることが予想されています。本市では、関係団体と連携し、ブロック塀等の耐久性・転倒防止策等についての知識の普及に努めるとともに、危険なブロック塀等の所有者へ注意喚起、安全な改修工法の普及を促進します。

2) ガラス、外壁材、屋外広告物、天井等の脱落防止対策

① 窓ガラスや外壁等

地震時には、市街地内のビルのガラスが割れ、道路に大量に落下し負傷者等が発生する事態が想定されます。窓ガラスに飛散防止フィルムを貼ることおよび外壁の改修工事による落下防止対策について普及啓発を行います。

② 屋外広告物

地震の際、看板等の屋外広告物が脱落し被害をもたらすことがないように大阪府屋外広告物条例により、設置者に対し屋外広告物の許可申請時および設置後の維持管理や安全性に際し指導、注意喚起を行っています。

③ 天井

東日本大震災では、体育館など大空間を持つ公共施設の一部において、天井材の一部落下などが発生し、人的・物的被害が発生しました。これを受け、平成26年4月に建築基準法関連法令が改正され、これにより大臣が指定する「特定天井」について、大臣が定める技術基準に従って脱落防止対策を講ずるべきことが定められるとともに、時刻歴応答計算時等の構造計算の基準に天井の脱落防止の計算を追加する等の改正が行われました。本市においても、国の技術基準に適合していない特定天井については、脱落防止対策を行うよう所有者及び管理者に注意喚起を行います。

3) エレベーターの閉じ込め防止対策

地震発生時には、エレベーターが緊急異常停止し、エレベーター内に人が閉じ込められるなどの被害が想定されます。東日本大震災での被害を受けて、新設エレベーターには脱落防止対策が義務化されています。そのため、現行指針に適合しないエレベーターについては、地震時のリスク等を建築物所有者に周知し、耐震安全性の確保の促進を図ります。

第9章 推進体制の整備

(1) 庁内での推進体制の確立

震災に強いまちづくりを実現するために建築物の耐震化促進は、防災、福祉、保険、医療、教育、文化、産業等、市政の広範囲に関係する課題です。

木造住宅については、所有者が高齢化していることや、今後は耐震改修だけでなく、建替え、除却、住替えなど、さまざまな施策による耐震化の促進が必要なため、高齢者向け住宅や福祉施設を所管する部局との連携を図ります。また、多数の者が利用する建築物については、学校や病院、社会福祉施設などを所管する部局との連携を図っていきます。

また、庁内の関係各課と耐震化促進の課題の共有化及び相互の連絡調整を密に図っていく必要があるため、全庁的な推進体制を確立し、総合的・計画的に本計画を推進していきます。

(2) 関係団体との連携

本市では、震災に強いまちづくりを実現するために、所管行政庁である大阪府、各種関係団体と連携・協力し、住宅・建築物の所有者等が様々な取組みを行える推進体制を確立し、建築物の耐震化を促進します。

(3) 自主防災組織、自治会等との連携

建物の耐震化を含めた防災意識の向上や防災情報の共有を図ることで、より地域に根ざした対策が講じられることが重要と考え、自主防災組織、地元自治会と連携して耐震化の促進に取り組めます。

別紙

第8章 その他関連施策の推進

2次構造部材の安全対策

耐震改修促進計画に定めるブロック塀等の安全確保に関する事業（住宅・建築物安全ストック形成事業（防災・安全交付金等基幹事業））の対象となる道路は、住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る経路とする。